

細 則

第 1 条 （各委員会）

1 専門委員会

子ども会部 ― 校区における児童の交通安全とその推進および環境浄化を図るための他団体との連携により、校区における児童の健全育成につとめる。

第 3 条 （特別委員会）

会長は必要に応じて、執行部会の承認を得て特別委員会を設けることができる。

第 4 条 （顧問）

顧問の範囲は歴代の P T A 会長、自治会連合会長および校区在住の有識者中より選任し委嘱する。

第 5 条 （総務）

会の事務を処理し、備品等管理のため総務を若干名おく。総務は、役員会に出席する。

第 6 条 （施行）

本細則は令和 5 年 4 月 1 日より一部改定して施行する。（子供会部追加）

本細則は令和 6 年 4 月 1 日より一部改定して施行する。（専門委員会を子供会部以外削除）